

議会運営委員会報告書

平成29年4月20日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

委員長 尾川直行

平成29年4月20日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	備 考
1 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 政務活動費収支報告書の審査 ② 新庁舎議会棟に関する設計要望の取りまとめについて ③ 行事予定等	継続調査	—
2 議会の運営に関する事項についての調査研究 ① 議会の構成について ② 次期定例会の運営について	継続調査	—

<報告事項>

- 備前焼議員章について

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議長の諮問に関する事項についての調査研究	2
議会の運営に関する事項についての調査研究	15
報告事項	16
閉会	16

議会運営委員会記録

招集日時	平成29年4月20日（木）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会　～	午後0時01分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	尾川直行	副委員長	立川　茂
	委員	掛谷　繁		守井秀龍
欠席委員	田口健作			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	鵜川晃匠	副議長	橋本逸夫
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	議会事務局長	草加成章	議会事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
	庶務調査係主査	高木悦子		
傍聴者	議員	なし		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○尾川委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席は4名です。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

***** 議長の諮問に関する事項についての調査研究 *****

それでは、お手元の資料、幾つかレジュメに従って進めていきたいと思います。

それでは、1番目の議長の諮問に関する事項についての調査研究のうち、政務活動費収支報告書の審査について、事務局から説明願います。

○石村議事係長 それでは、政務活動費収支報告書の審査方法について御説明申し上げます。

審査は、直ちに委員会を休憩していただき、休憩中をお願いしたいと思います。

まず、あちら用意しております議員ごとの政務活動費収支報告書のファイルを回覧していただきます。議員ごとのファイルには一番上に審査表を挟んでおりますので、ファイルの御確認をいただいた後、審査をされた委員の氏名とその報告書の疑義について、使途項目と疑義の内容を御記入いただきたいと思います。審査が済まれましたら、各委員の机の上に用意しておりますチェックシートに審査済みのチェックを入れていただき、審査漏れのないようにお願いをしたいと思います。全ての審査が終わった段階で審査表をコピーし、各委員に配付させていただきます。配付後、委員会を再開していただいて、1件ずつ各委員の疑義について御協議をいただきたいと思います。

本日、参考資料として、使途基準やその他の取り決めをチェックシートに併載いたしておりますので、審査をされる際の参考としていただければと思います。

なお、例年どおり、受け付けの段階で事務局にて一通り確認はいたしておりますが、取り扱いの是非について委員会の御判断をお願いしたい箇所には事務局でつけた附箋をそのまま残しておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

○尾川委員長 何か、事務局の説明で疑問な点等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局へ1つ尋ねたいことがあるんですが、3月下旬に開催された政務活動費の説明会に16名のうちどの程度の議員が参加されたか、報告してください。

○入江議会事務局次長 7名でございます。

○尾川委員長 7名じゃ少ねえけど、ようPRしたんでしょな。

○入江議会事務局次長 大変申しわけありません。

○尾川委員長 そういう関心の低さですけど、早速委員会を休憩して審査を願います。

午前 9時34分 休憩

午前10時58分 再開

○尾川委員長 休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。

それでは、お手元の審査表に指摘がありますので、上から順番に委員の方から御説明いただいて、皆さん方の所見をお伺いしたいと思います。

それでは、鶴川議長の報告書で、掛谷委員から意見、問題指摘について御説明願います。

○掛谷委員 事務費、事務器具費で複合機レンタルなんですけど、100%ではない、80%の案分をされているんですけど、50%程度ではなからうかと思われまして。これ個人差があるんですけども、どうかと思います。いや、もうそれだけ使っているんだと言われたら、それでいいんですけども。

○尾川委員長 委員の方、この案分率についての御意見はどうですか。いろいろほかの機器もありますけれども、いかがですか。

○守井委員 レンタルについては、案分率を幾らにするかというのは非常に難しい問題があって、ある程度の統一で案分率をそろえたほうがいいんじゃないかというのがある。例えば、コピー機あるいはパソコンのレンタルもありましょうし、事務局がある程度見解を持つとんじゃないかな。全国的な案分率があるように思うんですけど、事務局の意見を聞きたい。

○入江議会事務局次長 一般的な話というよりは、支出基準については、それぞれの団体が決められるべきものでありまして、法はそこまでは求めておりませんが、備前市の場合、案分率の現基準については、各議員の使用実態によるということで、適切な案分をとることになっております。

具体的には、県下の他団体については、さきにお知らせした研修会の資料に全てのものがあると思いますが、これもさまざまです。

○尾川委員長 事務局からそういった説明があったんですけど、いかがですか。

○守井委員 最終的には本人の自己責任ということになるかと思うんですけど、使用実態によるということで、それぞれの実態に合っているというようなことであれば、やむを得んのかなと思います。

○尾川委員長 掛谷委員からの指摘についてはどうしますか。

○掛谷委員 使用実態ならば、もうそれしか書いてないんで、いいかと思いますが、これからそういうところも少しずつ決めていく必要があるんじゃないかという問題提起ということで、研究していったらどうかと思っております。

○尾川委員長 とりあえず今回の場合は問題指摘、鶴川議長についてはそういうことでいいですか。

○守井委員 それとあわせて、ほかの方にもあるかと思うんですけど、使用実態に即しておりますかという確認だけはしていただきたいなというふうに思います。

○尾川委員長 事務局、確認の問題についてはどうですか。改めて、全員に調査を出すということで。

○入江議会事務局次長 これは今までの政務活動費、政務調査費の判例に基づいてお話をさせて

いただきます。

その機器、あるいは道具、その他が議員としてでしか必要でない、あるいは使えないというものは100%、一般でも、後援会活動でも、議員の調査活動でも使えるものはそれぞれ案分して、場合によっては3分の1、場合によっては私的な部分が半分、その残りが後援会活動と政務調査活動に切りかわって25%、こういうのが判例上では出ています。

○尾川委員長 いかがですか。

○守井委員 従前から使用実態に合わせてくださいということで、それを徹底して出しておるといふことであれば、それで差し支えないと思います。

○尾川委員長 その程度でいいですか。

○掛谷委員 濟いませぬ、この間の研修に出ていないんで申し訳ない。今判例を言われましたけど、そういうものは議員にも配付されていますか。

○入江議会事務局次長 はい。

○掛谷委員 濟いませぬ。じゃあ、徹底するというんか、もう一度よく見直してくださいということをお願いしたいということ。

○尾川委員長 事務局、それでいいですか、問い合わせするような形になるんやけど。それだけの余裕があるわけ。

○入江議会事務局次長 基本的には、それを加味して議員さんは出されていると思うんで、それをもう一度というのは、議運の指摘があったから言いますという形でないと、ちょっと難しいんじゃないかとは思いますが。全ての議員さんに言うわけにはいかないと思います。

○尾川委員長 わかりました。

よろしいですか、それで。

○掛谷委員 よろしいです。

○尾川委員長 それでは、次に参ります。

次に、津島議員に対する掛谷委員からの御指摘について。

○掛谷委員 事務所費で計上されている中で、事務所使用簿です。目的とかいろいろ書いてありまして、その中で、奉仕作業打ち合わせというのが何カ所か入っておりました。事務所として活用されているほかの案件については特段に問題ないんですけど、それは関係ないのではなかろうかと思って指摘させていただいております。

○尾川委員長 委員の方、どんなでしょうか。

○守井委員 対象外のものには記入しないほうがいいと思うんで、訂正してもらおうというか、内容が違ふんだったら修正してもらったらいんじゃないでしょうか。

○尾川委員長 事務所費の津島議員の事務所費については、事務局のほうから、そういった指摘があったということで、訂正するかどうか、問い合わせさせていただきたくてお願いしたいと思っております。

事務局よろしいですか。

○石村議事係長 津島議員の使用簿については、最後に区分というのがございまして、使用した経費を政務活動に使用したもの、それからその他の目的で使用したものというふうに分けておられます。全体で使った回数を分母に政務活動で使ったものを分子に割合を出されているんですけど、先ほど掛谷委員のおっしゃった奉仕作業というのは、その他というところに入っておられますので、政務活動費には計上はされていないということでございます。

○掛谷委員 じゃあ、紛らわしいんで、書く必要がないんじゃないですか。

○入江議会事務局次長 案分を出される部分について、それが何%だという証明する書類になるので、必要かと思えます。

○掛谷委員 そういう意味か。紛らわしいな。

○尾川委員長 そういうことであります。

次に参ります。

では、橋本議員の報告書に対しての守井委員からの御指摘についてお願いします。

○守井委員 2番目の新聞購読料のほうは明細書がありましたので消していただいたらと思いません。

1番目なんですけど、他の方にもございますが、議会報告会並びに意見交換会という書面になっておるんですけど、議会報告会というのは、議会活動に該当するのではないというあたりの判断がいかかかなど。議会活動と意見聴取の2つが入っておるといようなことで、案分が必要ではないかという感じがするんですけど。

事務局の見解をお聞きしたいという意味で出しました。

○尾川委員長 事務局から何か意見はないですか。

○入江議会事務局次長 守井委員の御指摘は、後援会活動と議員調査活動の分けを文字としてもあらわせというお話か、あるいは後援会活動、あるいは選挙活動と意見聴取会の話が一緒になっているので、その会は2分の1はこっちで2分の1はこうだという、どちらなんでしょうか。

○守井委員 要するに、議会報告会という名前で議会の活動を報告した場合、政務活動費が使えるかどうかという判断です。これが議会活動の報告だけであれば、それは議会活動であって、議員報酬に該当するものであって、政務活動には該当しないんじゃないかという話です。以前の見解ではそのようなお話を聞いたことがあるんで、前は政務調査だったけど、今は政務活動費になっているから、若干違っているんで、その辺の見解です。

○入江議会事務局次長 現在の法律がどうこうというのはこの際全く関係なくて、備前市の条例がどうなっているかによって判断がなされることになります。提訴を受けた場合も同様です。法律では認められていても、備前市の条例で認められてなければだめでございます。現在の備前市の交付条例については、選挙活動及び後援会活動経費については、使用できないことになっております。なので、その部分があるのであれば、報告会であろうと、名称が意見聴取会であろう

とだめだということです。条例第8条の用途制限に書いてあるのは、選挙活動及び後援会活動経費については、政務活動費を使用できないということです。

○守井委員 議会報告は、議会活動の中の議会費を使った活動を報告することも政務活動で使用してもよいということによろしいんですか。

○入江議会事務局次長 その状態で今までおると思われます。意見を取り交わすような話があればオーケーだというふうになっていたと思います。

○守井委員 以前は違うように聞いていたんですけど、まあいいということであれば、特に問題がないということになるかと思います。

○尾川委員長 ほかの委員の方、ありませんか、御意見。

○掛谷委員 一番いい形は、意見交換会と意見聴取会。というんが議会報告会というのは後援会活動みたいに一方的に報告をするというような感じで、それは意見も言うんでしょけども、中身だと思っんです、実際は。中身がどうなのかということなんで、それが議会の報告会、市政報告会、そういうのと意見交換、意見聴取、非常に紛らわしいわけですが、実際は。そういうことを含めて、選挙活動ではないんで、後援会活動の一環としてみなされることもあるのではなからうかとは思っんですけども、その辺はどういうふうに思われていますか。

○入江議会事務局次長 おっしゃるとおりでございます。議会報告会及び意見聴取会という名称は構いませんが、その場合は議員でなければ絶対にその経費は使わないはずで。これを100とすると、その中に後援会活動があつて、調査活動があつたら、ダブる話になります。ダブつたら、適宜案分をしてくださいという話なんですけど、これは全部意見聴取に使つたんだというふうに議員さんが判断されれば、それについての制限は、先ほどのコピー代とかと一緒に話で、案分をお考えいただければいいし、そうでなければ100%がそうなんだとなれば、それは100%になるんでないかなと。今の備前市の基準ではそうなります。

○守井委員 全国的にもよく調査していただきたいなという感じはします。よければいいんで、それで問題ないんで。

○尾川委員長 よろしいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

それでは、これは一応オーケーということです。

はい、次に参ります。

掛谷委員からの指摘のインク代購入、案分が必要ではないかということですけど。

○掛谷委員 これも、今までの話と似とる話なんで、個人によって違うんですけど、全部が全部政務活動で、インク代を使っているかって、実際僕らでもそうではないんです。個人の分もあるし。だから、幾らか案分は、10%でも20%でもするべきではないかという、こういうことでございますので、御理解を、今後でいいと思っんですけど。

○尾川委員長 ほかの方の意見はどんなですか。

○立川副委員長 こういう物品なんかのインク代がここへ挙がっているんですが、自己責任と言えばおかしいですけど、本当に使ったのかなというのは本人しかわからないことなんです。ところが、私ところもそうなんです、2台セットしてあって、大体こっちを使うよと、それならこっちは100%でいいのかな、ところがいない間にちょっとコピーするかもわからんという危惧があれば、ちょっと落としたりするんですけど。

だから、個人個人で環境といいますか、全部違うと思いますんで、これの案分は難しいと思うんで、さっき出たお話で、あくまで自己責任という形の案分率が自分で言えれば、いたし方ないのかなっていう気はするんですけど。

○掛谷委員 おっしゃるとおりなんです。自己のあれなんです。

ただ、第三者から見られたときに、幾らかの案分があれば、個人的にも少しは、ほんまに100%使っとなんていうて、第三者の目が入ったときにというように、防御ではないんですけど、そういう意味合いで、もう個人しかわかりません、実際は。そういう意味合いで言わせてもらっているんで。

○尾川委員長 じゃあ、それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、次に行きます。

次の田口議員に対する掛谷委員からの指摘。

○掛谷委員 まるっきり一緒なんで、もう同じことでよろしい、別に。案分の問題ですから。

○尾川委員長 よろしいですか。

それでは、次に参ります。

川崎議員に対する掛谷委員からの資料購入について御説明願います。

○掛谷委員 我が党も、公明新聞、雑誌等々がございます。多分、前衛、民報とかというのは、共産党さんの発行と思われまして。除外すべきではなからうかと。確認をしていただいて、自党のものについては除外をすべきだと思っております。

あとは、携帯等々の支払い証明書、一応は貯金から引き落としがされたところはあるんですけども、これが90%の案分になってる、案分率なんで、10%カットということで上げているんで、個人の使用分ですけど、二、三十%は必要じゃないかと思っております。

○尾川委員長 ほかの方の意見はどうですか。

それでは、前衛の問題は、事務局のほうから意見として議運で出たということでお伝えするようになりますが、よろしいですか。

○掛谷委員 はい。

○尾川委員長 事務局、そういうことで、自党の書籍については控えるべきということでお話しいただきたいと思っております。

○立川副委員長 間違いなく、自党の発行なんでしょうか。確認を。

○掛谷委員 確認してもらった上で。

○立川副委員長 確認をいただいてからですね。お願いしたいと思います。

○尾川委員長 じゃあ、そういうことで。

事務局よろしいですか。

次に、守井委員からの。

○守井委員 新聞購入なんですけど、1紙目が何というのが必要だと思うので、記入見当たらなかったの、記入していただいたらと思います。

○尾川委員長 じゃあ、それは1紙目は事務局のほうから御確認願います。

次に、田原議員の報告書に対しての意見ですけど、通信費、先ほども議会報告か後援会活動か意見聴取会か、微妙なところなんですけど、これに対する意見聴取表送付という記載になっておりまして、対象範囲がどうかなという感じで、一般的に市民全体に交付するもんか、それとも後援会の方々にするのか、この辺をちょっと議論していただけたらと思います。

○守井委員 本人に確認していただくということで。

○尾川委員長 よろしいですか、さっきのことと一緒にですね。

はい。

そしたら、次に参ります。

守井委員からの会場使用料についての疑問点が指摘されました。

○守井委員 先ほどの議論で議会報告会がもう認められるというようなお話がございましたので、これは取り下げになります。

○尾川委員長 取り下げ、はい。

○掛谷委員 私も一緒です。

○尾川委員長 はい、じゃあそういうことでよろしいですか。

それでは、田原議員の審査を終わります。

掛谷議員はなしで、それから山本恒道議員の報告書に対しての守井委員から。

○守井委員 領収証に宛名の記入がないのが5件ほどありましたので、それを記入していただくか、証明書、支払い証明書をつけていただくということでお願いしたらと思います。

○尾川委員長 では、それは事務局のほうから御指摘願います。

次に、掛谷委員の指摘です。

○掛谷委員 全く一緒です。

○尾川委員長 よろしいですか、ほかには。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、私について、守井委員から。

○守井委員 領収日がないのと、それから10ページに宛名がないので、これも宛名書いていただくか、支払い証明が要るということです。

1つあったんですが、全般的に、いろんな会議があるんですが、年会費の取り扱いについて見解をお聞きしたいと思ひまして、ここへ入れさせていただきます。創造学会とか、防災士会とかいろんな会があるんですが、年間で会費を払うという制度がいろいろあって、その会の催しに参加するということがございますけれども、その会費の取り扱いについて問題提起ということで入れさせていただきます。

○尾川委員長 事務局のほうから何か御指摘は。会費についての対応というんですか。

○入江議会事務局次長 判例にあったと思うんですが、いわゆる会費、あるいは月会費の場合はあるかと思ひますが、年会費の場合の判例は、岩手県議会が返還請求を受けた高裁の判決なんですけども、調査研究費で、諸団体等への月会費、年会費なんですけども、判決の内容は三角です。場合によっては認める。場合によってはだめだということで、この岩手県議会のときは負けています。これは、まずは岩手・ベトナム青少年を支援する会への会費、そういう意味です。もう一つはマニラ育英会とか、国際交流協会とか、みらい創造ネットワークとか、勉強会的なところもあるんでしょうか、あるいは友の会みたいなものはあるんでしょうけど、全部負けています。

〔「負けてるんやね」と呼ぶ者あり〕

はい。

ただし、判決の内容については、調査研究のために必要性に欠けるということで負けています。だから、調査研究には必要なんだという会費はオーケーじゃないかなという意味で、この判例の本によると三角になっています。

以上です。

○尾川委員長 よろしいですか。何か御質問はありませんか。

○守井委員 それぞれ考えたらいいんじゃない。

○掛谷委員 例えば、防災士の資格をとりました。防災士の会費5,000円要ります。それによって、防災士の研修は案内が来ます。中には、それによって、全国の議員等で交流会があったりします。それは、会員になってそういう特典があったりもしますということで、調査研究はもちろんメインです。しかしながら、会員になったことによる特典というか、さらにそういうオプションも入ってくる。というものと、防災士は任意じゃろというんと、調査研究で研修会に地方自治のことを勉強会に行くときの、創造学会なら創造学会という会員になることは、僕はいいいんじゃないかと思うんです、それは。あくまでも政務活動の一環に間違いないんで。

ただ、今言われているのは、それ会員に入らなんだら参加できないのかと。そうではない、会員でなくても、それは参加できますというようなことがあって、防災士と今の研修の創造学会の会員、どちらも会員なんだけど、それをどう考えますか。率直に事例を言うたんですけど。事務局はどう思いますか。

○入江議会事務局次長 備前市の支出基準には基本的にはないです。ないので、それをぜひお決

めいただく委員会というか、議運の中でもんでいただく、1年かけてでも結構ですので、もんでいただければと、次期の精算報告までの間に議員さんに周知ができるようにもんでいただければありがたいです。

○尾川委員長 それじゃあ、研究課題じゃな。

次に、守井議員についてはなしで、星野議員の指摘で、これ私が疑問に思ったのが、ガソリン代のことなんですけど、議会としてマイクロバスなりの交通手段を用意しておくにもかかわらず、自分の都合で参加したりするのがあると思うんですけど、その場合の扱いというのはどんなかなと思って、問題指摘させていただきました。

○守井委員 交通手段が用意されているのに、私的に経費を計上していいかどうかということ。

○尾川委員長 そう、そういうこと。

どんなですか、皆さん。

○守井委員 ちょっとおかしいのはおかしいよな。

○石村議事係長 岡山市議会議長会の議員研修会というのは、8月に例年ございます。ここで星野議員が計上されているのは、5月16、17日の市町村議員研修 in 岡山というもので、これは独自にお申し込みをされたものです。

○尾川委員長 勘違いです。済いません。大丈夫です。

次に、掛谷委員からの。

○掛谷委員 これもう事務費の案分の話なので、既に話が出ましたので結構です。

○尾川委員長 それでは次に、立川議員に対する守井委員からの指摘事項について説明願います。

○守井委員 A9とA16が領収書になってないような感じだったんで、支払い証明が必要じゃないかなということでございます。

○尾川委員長 本人おられるから。

○立川副委員長 これ支払い証明をつけています。

○守井委員 見落としでした。

○尾川委員長 じゃあ、次に参ります。

西上議員の報告書に対しての守井委員からの指摘事項についてお願いします。

○守井委員 議会報告の話がありました。これは先ほどの話でございます。

それから、領収書の添付が27年5月10日なっとなんで、28年5月10日じゃないかという感じですよ。

それから、資料購入、1紙目の購読新聞について記入が必要じゃないかなと思います。

○尾川委員長 それでは、それは事務局のほうから各個人に指摘してください。

それから、掛谷委員からの指摘事項について。

○掛谷委員 私は、タブレット、備前市から貸与されている以外に利用されている自分のタブレ

ットがあるようです。その通信費を計上しております。ですので、何台あってもいいんでしょうけれども、いいけどもそこまで必要なかな。僕も実は党からタブレットを配付されておりました、それは無料ですので、計上もする必要もないし。ただ、市が配付しているのがあるんで、そういう理由でタブレットが必要なのかということで、どんなもんですか、事務局は。

○入江議会事務局次長 これは私もチェックをした段階で、どうしてかということになりました、まずは一度その実物を見せてくださいと。中身まで見るつもりはありませんが、どういう使用実態なのかというのを見させていただくためにも、実物を持ってきてくださいという話をしているところです。

○掛谷委員 それを見ながら、また対応してみてください。

○入江議会事務局次長 掛谷委員さんが言われたとおり、貸与タブレットのほかにある部分について、それはだめよという支出基準が備前市議会にはないので、でも100台にもなったらこれはおかしいという話になると思うんですけども、今のところは1台が2台になっても別に構わないという状況でございます。

○掛谷委員 まあ、確認しとってください。

○尾川委員長 ほかに御意見ありますか。

○立川副委員長 タブレットで今お話が出たんで、規制はないということなんですが、普通常識的に、タブレット3台、2台使うかという。私も自分の分があるんですけど、計上はしてないんですけど。今、子供が一生懸命遊んでおりますけど。これ携帯電話も一緒だと思うんです。3台、4台持たれている方もいらっしゃると思うんで、それを案分ならいいわということで上げられるという、今後そういう問題があると思いますので、こういった通信機器については、ある程度なんか策を考えられたらいいのかなという気はします。例えば、固定電話と携帯電話1台までは計上してくださいとか。

○掛谷委員 新聞とよう似とるんですね。

○立川副委員長 はい、そういう感じで、何か今後歯どめをつけられたらいいのかなというふうに思います。

○尾川委員長 それで、ほかにはよろしいですか、西上議員については。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、山本成議員についてはなしですか。

次に、石原議員に対しての報告書の御意見。

○守井委員 市政報告会については先ほどお話がありましたとおりですのでこの2行は削除ということになります。

よく見てなかったんですけど、B15、16、17、宛名だけで、ひょっとしたら支払い証明がついているのかなっていうのを確認なんですけど、ついておれば、問題ないと思います。

○立川副委員長 確認してもらいましょう。

○尾川委員長 そうですね。これは事務局のほうで確認していただきます。

支払い証明がついとったということですのでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それから、掛谷委員から。

○掛谷委員 これはもう今までの議論の中で出ていますので、結構です。

○尾川委員長 それから、今案分率の問題があったんですけど、一般的にインクの使用量が少な
いから案分率使わずに行く場合と、少なくとも案分するべきだという、その辺も今後の問題とし
て、それは本人が決めることなんですけど、また意見統一してもらえばと思うんですが、そんな
ところですよ、私からの意見は。

○守井委員 備前市議会としてある程度の案分率を統一したほうがいいのかもしれんなという感じ
はします。

○尾川委員長 わかりました。

それでは、これで、森本議員のにはありませんので、一応終わったんですけども、いろいろ御
指摘があったんですけど。

政務活動費について、ほかには御意見ないですか。

一応いろんな意見が出とんで、もう事務局でチェックリストを上げてもらうと、それでみんな
に考えてもらう時間をとったほうがえんじゃねえかなと。確認も含めて。ここで議論してもどう
せ結論は出んと思うんで、ほかの議員の方の意見も聞いたほうがええと思うんで。今言う、いろ
いろ指摘ありました議会報告会、意見聴取会、後援会活動、選挙活動、案分率の問題、それから
タブレットの二台持ちとか、そういういろんな指摘事項があったんで、申しわけないけど、事務
局で取りまとめてもらって、それを一応問題提起したらどうかなど思ったりするんですけど、い
かがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それで、一遍詰めてみて。もうかなり支出基準が古くなっているといったらあれですけど、見
直しして対応していくべきかもわからんので。

意見何かあります。

○入江議会事務局次長 29年度の政務活動を使われる間、修正が聞く間に、支出基準の見直し
のたたき台を議運のほうへ、議長に見ていただいて、議員のほうへ出していきたいというふう
には考えております。

○尾川委員長 忙しいじゃろけど、ちょっと早目に、こっちもまた忘れてしまうから。今は思
い出して議論しよるけど。それで、ほかの議員にも投げかけていったらどうかと思うんで。

○入江議会事務局次長 まずは、議会運営委員会へ。

○尾川委員長 そうですね。

それでは、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に、②の市庁舎議会棟に関する設計要望の取りまとめについて御説明願います。

○入江議会事務局次長 新庁舎議会棟に関する設計要望については、4月のお忙しい時期に御要望の御依頼をさせていただきまして、このほどまとめたものをここへ掲げさせていただいております。最初に書いておりますとおり、4議員2会派、計9議員の意向が寄せられましたので、御報告をさせていただきます。

それぞれの内容についてはお目通しをいただきたいと思いますが、議事堂、いわゆる議場、委員会室、会派室、例えばそれから駐車場のお話、さまざま多岐にわたるところを御要望いただいております。また、設備に関する部分についても、割とたくさんの内容をいただいております。それぞれについては、設計協議に間に合うように、上げていくような場面が、また特別委員会も当然ありますし、それから私が参加するプロジェクトチームの中へでも伝えていきたいというふうに考えておりますが、相反する要望事項がある部分がありまして。例えば、会派室は要らないという議員さん、いやいや、要るという議員さんがおられて、これは何ともお伝えしようがないので、この辺は何らかの、これ全協になるんでしょうか、わかりませんが、今は要望事項を単なる取りまとめとした段階ですので、そういう意味を込めて、最終ページには事務局が考える事項として、現在の設計に関するものについては、全般的には、議事の優先なのか、その中間なのか、開放公開を重視するのか、用途についても議事専用なのか、中間型なのか、多機能なのか、規模については、これは全体の市役所の規模によると思いますが、現行の議会棟の専有面積を維持するのか、いや拡張するのか、縮小するのか、そういう大まかなものを考えていただけたらなあというふうなつもりで、参考までに書かせていただいております。

それぞれ貴重な御意見を頂戴しましたので、担当のほうへ、口頭にはなるとは思いますが、伝えていくような場面が、ここから2週間、3週間のうちにあるのではないかと思います。とりあえずは、現在の取りまとめ状況、意見、意向をお寄せいただいた9議員さんはこのようなことをお考えだということをお示ししたいと思います。

○尾川委員長 これは全議員に配付するんですか。

○入江議会事務局次長 議会運営委員会の結果通知でお知らせします。

○尾川委員長 はい、わかりました。

何か御意見。

○守井委員 できるだけ、全議員にこの資料を出して、連休明けぐらいまでに各会派で相談していただいて議会としての方向を取りまとめたらいいんじゃないかと思います。

○掛谷委員 これを見ていただいて、同じ方向のものはもうそれできちんとまとまっていくのではないかと思います。恐らくこの中では、ほかにもあるかもわかりませんが、会派が要るか要らんかというところが全く相反するようなところになっていますので、もうちょっと皆さんで議論せないかんとすると、まるっきり違うところがあるんでという、整理していただきながら、議論

を進めていったほうがいいんじゃないかということで、ぜひお願いしたなと思っています。

○入江議会事務局次長 わかりました。

○尾川委員長 ただ、時間的に守井委員も指摘はされたんだけど、そんなに悠長な時間ないんじゃないかという感じがするんです。その辺をみんなによろしく周知しとかんと。意見を聞かんとという意味じゃなしに。そんなに、ある程度まとまった形で行かないけんと思いますけど。

事務局、どんなスケジュールを考えていますか。

○入江議会事務局次長 基本構想と基本設計が6月だったと思います。ここで新庁舎の総床面積が出ると思います。議会は何階で、何平米ぐらいでどこへ配置する、そのくらいは出るんじゃないかなと思うんですが。その中で実施設計に向けて考えていけばいいかなというつもりではおります。プロジェクトチームはあくまでも職員なので、職員の中にはお伝えはしていきますけども、お決めになるのは市長であり、市議会の議決であるわけですから、検討についてはそこに委ねたいと思います。

○尾川委員長 そうしたら、掛谷委員の指摘のあったように、論点を絞って、ある程度ばらばらで言うて済んだんじゃ、ちょっと議会としても、あんたの対応も困ろうし、だからその辺を相反するところは何とか、ある程度の調整してもらいたいなと思うんで。

○入江議会事務局次長 こういうものをお考えいただくときには、何かたたき台がないと厳しくて、私も建築屋でないので何とも言えないんですが。今、議場に関するものはこういうパンフレットがあったり、サイドブックスの中にはこの中の最新バージョンのような議場のパンフレットを参考までに入れとんですけども、こんなイメージなんかなと思いつつ、そういうイメージを早く執行部のほうからいただけたらなというふうには思います。こんな文字だけだったら、どうにもイメージが僕は湧きにくいので、議員さん方もそうではないかなと思います。

進め方としては、特別委員会がありますので、特別委員会を6月定例会までには絶対開催されるんじゃないかなというふうには思います。

○尾川委員長 市庁舎建設の特別委員会があるわけですから、そっちでまた議論せにゃあいけんのかもわからんので、そのあたりで、ある程度意見集約していかんと。

ほかによろしいですか、②については。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、③について御説明願います。

○石村議事係長 本日現在での4、5月の予定について記載をしておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

次期定例会の日程については、まだ御案内をいただいておりません。

○尾川委員長 よろしいですか。何か御質問なければ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で議長の諮問に関する事項についての調査研究を終わります。

次に、議会の運営に関する事項についての調査研究について、事務局から説明をしてください。

○石村議事係長 議会の構成について、それと次期定例会の運営についてをあわせて御説明申し上げます。

現在、田原隆雄議員の失職に伴いまして、別表のとおり、備前市議会並びに一部事務組合議会において一部の役職に欠員を生じております。役職の中には、一組議会の議員のように直ちに補欠の選挙の手續を要する役職もございますし、常任委員のように検討を要する役職もございます。初議会、それから申し合わせ任期の満了時の手續については、備前市議会の申し合わせによって、全員協議会を経て、議長が指名する、または本会議で議長の指名推選による選挙を行っておりますので、本日の議会運営委員会で、欠員についてどうするかという方向性をお決めいただいて、全員協議会にお諮りしてはと考えております。

それから、次期定例会については、議席の関係なんですけれど、現在11番議席が欠員となっております。これまでも備前市議会において欠員が生じた場合は1番議席を空席としておりますことから、次期定例会の初日に議席の一部変更を行ってはと考えております。変更につきましては、1番森本議員から10番掛谷議員をそれぞれ1番ずつ繰り上がっていただいて、1番議席を空席にしてはと考えております。

○尾川委員長 説明ありましたが、何か議会の構成等についていかがですか。

どこまで踏み込んだらいいわけ、ここで。

○石村議事係長 今現在、東備消防組合議会と和気北部衛生施設組合議会の議員が欠員になっているんですけれども、実は、たちまち5月9日に和気北部衛生施設組合がありますので、本来なら、そこまでに補欠は出さないといけないんだと思うんですけれど、市長がここで交代されることもあって、臨時会の招集がなかなか難しいという中で、議会としてはいつ臨時会の招集があっても、そこで選挙ができるように、人選はしておくべきだろうと考えております。

欠員が生じている役職の中で、議会運営委員については、今の議会運営委員さんは常任委員会の中から会派を考慮して選任されたと事務局では把握しておりますけれど、全員協議会で決められた方を議長が指名をされておりますので、全員協議会の開催が必要かと考えております。

それから、予算決算審査委員、特別委員については、議長を除く全員で構成されているものですので、委員長職以外は特に検討の必要はないかと思えます。

総務産業委員については、現在厚生文教委員が8名、総務産業委員は6名ということで、検討が必要かと思えます。今のままで行くことも可能です。

いずれにしても全員協議会を早々にお開きいただく必要があると考えております。

○尾川委員長 まずは、全員協議会いつ開催するか、こっちが案を出しやいいわけ。

来週ぐらいじゃな、ほんな、もう日にちというたら。連休前にせないかな。

28日午前中でどんなですか、事務局。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ええかな。

○石村議事係長 28日午前9時30分からということですが、きょう議会運営委員会の閉会后に百条委員会の幹事会をお願いするんですけれども、ひょっとしたら委員会の開催日を入れさせていただくかもわかりませんので、それが入ったら、百条委員会閉会后ということよろしいでしょうか。

○守井委員 これ決める必要があるのが、議会運営委員会の委員の選任と、総務産業委員会のメンバーをどうするかということと、あと一部事務組合というようなことだろうと思うんです。その決め方にしても、それは議運か何かで諮ってから決めていかにゃあいけんのじゃないかなというように感じて思うんですけど、どうなんでしょうか。

○石村議事係長 申し合わせの話ですけれども、これは初議会とそれから申し合わせ任期満了時の決め方ということで、全員協議会を経て、委員の場合は議長が指名される、一組議員の場合は議長が指名推選で選挙されるということになっております。

この際は欠員が生じた場合ですが、それに準じてされるのがいいのかと思っております。全員協議会を経てとしか決まっておきませんので、決め方はもう議会運営委員会というよりも、全員協議会で決めていただくということになろうかと思えます。

○守井委員 わかりました。

○尾川委員長 それでは、そういうことで、28日に全員協議会を開催して決めていくと。

ほかには、全体的に何か。

***** 報告事項 *****

○入江議会事務局次長 御報告だけなんですけど、2月3日に、備前焼のバッジの話がありまして、全国市議会議長会の了解はとりましたので。

○掛谷委員 もう一回、パンフレットみたいなん入れてください、ボックスへ。ちょっとわからん。

○入江議会事務局次長 御報告まで、意匠とかデザインの権利関係は大丈夫なのかというのだけは確認するということでしたので、大丈夫だったようです。

以上、報告だけです。

○掛谷委員 問題ないね。わかりました。

○尾川委員長 ほかに何かありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それじゃあ、以上をもちまして議会運営委員会を閉会します。

午後0時01分 閉会